

吉野作造（中期）のナショナリズム ——第一次世界大戦前後の軌跡——

氏家法雄

はじめに

本稿は『東洋哲学研究所紀要』二十五号に掲載した「吉野作造へ前期とのナショナリズム」の続編である。前稿では副題で「日露戦争から第一次世界大戦までの対応」と記したとおり、クリスチヤン・デモクラット・吉野作造（一八七八—一九三三）の誕生から第一次世界大戦勃発までの時期に区切り、そのナショナリズムの言説を追跡した。

民本主義の主張で大正デモクラシーをリードしたことで有名な吉野だが、彼のナショナリズムは、少年時代に培われた素朴な愛国主義が出発点である。それがクライマックスに達するのが日露戦争であり、以後、ナショナリズムの傾向が衰微していくのがその歩みである。

本稿では、第一次世界大戦期に時期を区切り、その後の吉野作造の言説を確認してみたい。第一次世界大戦期、日本本土は直接戦災を経験したわけではないが、その間に民本主義のミニフェストともいべき「憲政の本義を説いて其有終の美を済すの途を論ず」（一九一六年）から「民本主義の意義を説いて再び憲政有終の美を済すの途を論ず」（一九一八年）が発表された時代である。両者とも民本主義の具体的なあり方・着地地点を示したものである。この時

期の吉野の言説に特徴的なのは、國家をいかに相対化させていくのか、その理論的構築・実践形態の摸索の時期である。本稿ではその消息を丹念に追いかけることで、中期吉野のナショナリズム・國家観というものを明らかにしたい。

1 民本主義前夜

1—1 民衆運動の胎動

吉野作造が三年間の欧州留学を終えて帰国したのは、一九一三（大正二）年七月のことである。前年に明治天皇が死去し、約半世紀の間、人々が慣れ親しんできた「明治」から「大正」へ時代が大きく移り変わった時期である。

この新しい時代としての大正期とは、一般に「大正デモクラシー」の時代とも呼ばれる。それは第一次憲政擁護運動に始まり、護憲三派が加藤高明を首班として政党内閣の実現を果たし、一九一五（大正一四）年に男子普通選挙法の成立を見るに至る、国内の一連の改革的運動を指す時代である。そして、その民主化の潮流を一貫してリードしたのがクリスチヤン・デモクラット吉野作造である。

この大正デモクラシーと呼ばれた新しい時代の始まりを告げる主要な社会現象の一つは何かといった場合、民衆運動の登場をそのひとつとして指摘することができよう。

民衆が政治上に於て一つの勢力として動くといふ傾向の流行するに至つた初めは矢張り三十八年九月からと見なければならぬと思ふ。尤も三十八年九月の時は、国民の不平が期せずしてあらはれ、それに偶々点火するものがあつて爆発したので、昨年や今年のやうに、前々民衆が受動的になり、多少二三の人から煽動されたやうな氣味のゝとは些少か事情を異にするやうだけれども、然し何れにしても、民衆的示威運動としての政治上の意味は同一のものと見てよい。⁽¹⁾

政治的・社会的問題の解決を求める集団的な民衆運動が社会に登場し、政治に大きく影響を与える現象として機能したのがこの時期の特色である。それは、政治的・社会的問題の解決を求めて集団的な民衆の運動が政治の場に参入するようになつた事件であり、政治的動態を決定する上で無視できない要素を形づくる現象を意味した。

民衆による示威運動は明治以降を見た場合、これが初めてのことではない。しかしこの時期の民衆運動を以前のそれと決定的に差違づけるのは、それが弾圧対象として終焉するものではなかつたところにある。政府を動かす運動としての示威運動にその新しさを見て取ることが出来よう。

民衆が議会を取り巻いた第一次憲政護憲運動もそのひとつであり、こうした民衆運動の嚆矢となるのが一九〇五年（明治三八）年九月の日露戦争後の日比谷焼打事件であろう。日比谷焼打事件では、その運動によつて確たるプロフィットが受領されたわけではないが、等閑視できない事実を為政者たちに突きつけたことは事実である。その意味でその嚆矢と評することは可能だろう。

先の文章は、総合雑誌『中央公論』が「民衆の勢力によつて時局を解決せんとする風潮を論ず」という特集を組み、識者に寄稿を求めたものの一つで、吉野の手による論説「民衆的示威運動を論ず」である。

吉野はこの論説で、民衆が集団的な行動を通して、自らの政治的意思を権力に向かつて表明する新しい動きが活発となる状況を歓迎し、立憲政治における民衆の位置と役割を論じ、次のようにいふ。

物には固より利害の両面があるのであつて、民衆政治（デモクラシー）にも固より弊害はある。然し弊害を挙ぐるならば、寡人政治だつて矢張り弊害がある。……民衆政治は開けつ放しの政治であるから、少しの曲事も忽ち眼に着く、故に世人は動もすれば民衆政治の弊害を挙げて、寡人政治の弊害を忘れる傾きがある。⁽²⁾

状況として確かに元老たちの発言力は衰微しつつあり、逆に民間の輿論つまり民衆の意向が興隆しつつあるのだから、今後は民衆が政治の中心にあるべきだと吉野は考えた。そしてこれが二年後に理論的に整理した形でまとめられ、民本主義的憲政論の重要な部分を占める民衆政治論へと展開する。吉野はこの論説で民衆の意思を政治の最終的決定者とする政治を「民衆政治」と呼んだが、この「民衆政治」の語に「デモクラシー」という振り仮名をつけていることは明記ておくべきであろう。

1—2 拝外主義への対応

洋行帰りの吉野のもとには、挨拶や原稿依頼などで雑誌編集者たちが殺到した。こうした訪問は当時の留学帰りの知識人の常である。

さて、そうした来訪が落ち着いた頃、『中央公論』編集主幹の瀧田樗陰が吉野のもとを訪れた。月並みの挨拶とは違う態度に吉野は興味を抱いたそうだが、最初の年は教務で忙しいということで原稿の執筆を断ると、瀧田は「それ程暇がないなら私が筆記しませう」と提案し、口述筆記という形で吉野の意見を雑誌に掲載した。『中央公論』はこれ以後、吉野の晩年に至るまで、その社会的発言の中心的な場となつた雑誌となる。瀧田との口述筆記の処女作は先に紹介した「民衆的示威運動を論ず」になるが、その四ヶ月前に発表された論説が「学術上より見たる日米問題」（『中央公論』一九一四年一月）が同誌に掲載された吉野の最初の論説である。⁽⁴⁾

この論説では、日露戦争後、特に激しくなつたアメリカ合衆国における日本人移民排斥の問題をとりあげ、その解決策を論じたものであった。⁽⁵⁾

当時の日本人移民排斥の問題の直接の原因は労働者の雇用をめぐる摩擦であった。しかし議論がエスカレートする

なかで政治的色合いを濃くし、日米戦の可能性まで話題として取り出されるようになつた。一九二三年のカリフォルニア排日土地法の成立は、その論調をますますヒステリックなものへと加速させ、「白闇打倒」を声高に叫び始める論者も多くなつてきた。吉野の論説「学術上より見たる日米問題」は、こうした状況のもとで執筆されたものである。

しかし吉野の問題についてのとりあげ方は、冷静そのもので理路整然と問題を対象化していた。この論説では、確かにアメリカ側の日本人に対する誤解や偏見があること、そしてそれが排日思想の一つの原因となつてゐることを認めながらも、基本的には日本側に起因する問題をより重視する立場をとつた。すなわち日本人移民の移住動機そのものが「個人的乃至国家的利己心」に存在し、移住先たるアメリカの建国の理想を理解しようとする気持ちをみることができないことがそれである。「之では米国に於て歓迎せぬのも、当然ではあるまいか」。

こうした状況では、アメリカに限らず世界のどの地域でも日本人が受け入れられるはずがない。そして「要するに現今の教育は、善良なる国民は作つたけれども、世界の一員としての資格は作つてやらなかつた」と吉野は断じてゐる。

日本人は能く米国の理想を解することが出来るかといふに、残念ながら予は否と答へざるを得ぬ。何故かといふに、日本従来の国民教育の方針が全然この主意に反して居たからである。従来併びに今日の国民教育は、子弟に向つて世界文明の進歩に対する日本帝国の責任といふやうなことを教へて居るか。我々は一個人として知らねばならぬ多くの智識は教へられた。郷党に対する義務、殊に国家に対する義務は完全に教へられた。併し世界の一員としての責任については、何等の智識も授けられて居ない。要するに現今の教育は、善良なる国民は作つたけれども、世界の一員としての資格は作つてやらなかつた。⁽⁶⁾

吉野は、排日問題の根本原因を、これまでの日本の教育が、国境をこえて広く世界や人類を見つめる普遍的な視座を欠如させ、ひたすら国家に忠誠な内向きの国民の創出に終始してきた、その偏狭さにあるとした。ここには、今後の吉野の社会的発言を特徴づける、国民国家の相対化・世界志向の発想が明快な形で示されている。

さて、「学術上より見たる日米問題」を発表したその年、第一次世界大戦が勃発した。吉野は帰国後ヨーロッパ現代史の執筆に集中した。戦争の原因や今後の展望について留学時代の知見や資料をもとに、意見を発表し、大戦前後のヨーロッパ現代史を三冊の著者にまとめている。^⑦

吉野は大戦がイギリスやフランス、ロシアといった連合軍の勝利に終わると予見した。

戦争の勝利を導くのは、武力中心の軍国主義ではなく「國際的道義心」^⑧にあると考えた。そのため戦後は「平和思想・四海同胞主義がますます熾なるべき」だと予測する。そしてこの方向性こそ「世界の始まつて以来永遠に貫通する所の人類の大傾向」だと確信する。

ヨーロッパ大陸では偏狭な国家主義の代表とされるドイツと、自由平等を説く民主主義国家のイギリス、フランスが理念をかけて戦っている。翻つて日本ではどうか――。

利己的な外交論が跋扈しているのが現状であった。このままでは到底戦後の世界思潮とは相容れない。「国民の対世界思想を根本的に一変せなければ、到底最後の勝利は望まれない」と吉野は日本の進路に不安を強く抱いている。必要なのは「偏狭な国家主義」ではなく、「平和主義」「四海同胞主義」を基調とした国際協調主義である。武力中心のナショナリズム・軍国主義ではなく「國際的道義心」を高調する吉野にとって国家とは、システムとしては確かに出来上がった構築物ではあるもの、もはや変更不可能な対象としては認識されてはいない。むしろスライド可能な対象へと相対化されてしまっている。

対戦勃発の翌年、すなわち一九一五（大正四）年、大正天皇が即位する。吉野はこの時期に「精神的日本の建設」

を論じている。日本は明治時代に「物質的進歩」を完成した。しかし「精神的日本は正に土崩瓦解の限に放任されをる有様」である。それは「精神的な方面は不思議な程鎖国主義を固執した」からである。だからこそ「従つて国民全体は更に世界的精神に振れてゐない」⁽⁹⁾。

では大正時代にふさわしい「鎖国主義」の固執を免れた「精神的日本」の建設とはどのような内容であるべきか——。それが後日「民本主義」として主張として提示されるのである。

2 「憲政の本義を説いて其有終の美を済すの途を論ず」から

「民本主義の意義を説いて再び憲政有終の美を済すの途を論ず」へ

2—1 「憲政の本義を説いて其有終の美を済すの途を論ず」

此定義は自ら二つの内容を我々に示す。一つは政権運用の目的即ち「政治の目的」が一般民衆の利福に在るといふことである。換言すれば、一は政治は一般民衆の為に行はれねばならぬといふことで、二は政治は一般民衆の意嚮によつて行はれねばならぬといふことである。之れ實に民本主義の要求する二大綱領である。⁽¹⁰⁾

大正デモクラシーを代表する思想として広く知られる民本主義の主張が、一つの体系的な理論として登場したのは、吉野の論説「憲政の本義を説いて其有終の美を済すの途を論ず」(『中央公論』一九一六年一月。以下「民本主義論」と略記する)においてであった⁽¹¹⁾。この論説で吉野は、立憲政治が發展をとげ、充分な成果を上げるためにには、憲法の条文にとらわれることなく「近代文明の必然的產物」である各国の憲法の根柢にある「共通の精神」を理解し、それを政治の運用に生かすことが重要であると論じた。そして各國の憲法に共通する「精神的根柢」を、吉野は民本主義と名付けたの

である。⁽¹²⁾

この各憲法の「精神的根柢」を指すものとされた民本主義とは「一般民衆の利益幸福並びに其意嚮に重きを置くといふ政権運用上の方針」と定義される。吉野は立憲主義の本質を憲法運用の問題として取り上げない。むしろ個別の各国憲法の背景・根柢に流れる共通の精神に求めようと試みた。⁽¹³⁾そして立憲主義を「近代文明の必然的產物」として、各國憲法の根底には共通の精神が存在すると捉えるところに、世界に開かれた吉野の普遍主義的な態度が示されている。

いはゆる民本主義とは、法律の理論上主権の何人に在りやといふことは措いてこれを問はず、ただその主権を行用するに当たつて、主権者は須らく一般民衆の利福並びに意嚮を重んずるを方針とする可しといふ主義である。即ち国権の運用に関してその指導的標準となるべき政治主義であつて、主権の君主に在りや人民に在りやはこれを問つところでない。もちろんこの主義が、ヨリ能く且つヨリ適切に民主国に行はれ得るは言ふを俟たない。しかししながら君主国に在つてもこの主義が、君主制と毫末の矛盾せはずに行はれ得ることまた疑ひない。何となれば、主権が法律上君主御一人の掌握に帰して居るといふことと、君主がその主権を行用するに当たつて専ら人民の利福及び意嚮を重んずるといふこととは完全に両立し得るからである。しかるに世間には、民本主義と君主制とをいかにも両立せざるものなるかの如く考へて居る人が少くない。これは大なる誤解といはなければならぬ。⁽¹⁴⁾

民本主義は、法律上主権の主体が君主であろうと人民であろうと、その主権の運用に当たつて等しく守らなければならぬ政治の原則であり、国体の特殊性を排他的に主張する日本においても、建前としては立憲制度を採用している以上、文化や国情の違いを超えて等しく妥当する普遍的原理として尊重しなければならないと吉野は説いた。民本

主義について「政治上一般民衆を重んじ、其間に貴賤の上下の別を立てず、而かも国体の君主制たると共和制たるとを問わず、普く通用する所の主義」と説明するのも同様の趣旨からである。ここには、個々の現象世界を超えて、世界各国に共通した視座、いわばいうならば普遍的なものの見方から特殊的・排他的現象を退け、一段下位に配置する。吉野の国家を相対化させよとする戦略的視座を見て取ることが出来る。

2—2 「民本主義の意義を説いて再び憲政有終の美を済すの途を論ず」

「民本主義」論は知識人を中心で大きな反響を呼んだ。時代の移り変わりに明治時代とは異なる雰囲気を感じていた人々は、民本主義を新しい時代の象徴的な言説として受け止めた。そして民本主義をめぐる論争は、沈滞していた言論界をにわかに活気づけるとともに、民本主義そのものを一般に広めることにもなった。

吉野の民本主義に対しても最初に異議を唱えたのは国家主義の立場からである。天皇親政を説く東大の同僚である上杉慎吉の批判がその代表であろう。しかし批判だけでなく、吉野に同調する論調も出てきた。早稲田大学教授の大山郁夫はその代表で、吉野とともにデモクラシーの機運を押し進めた。

批判や同調など民本主義をめぐる議論が活発になつたことは、「民本主義」論の再考を吉野自身に促すこととなる。発表からちょうど二年後、「中央公論」に「民本主義の意義を説いて再び憲政有終の美を済すの途を論ず」（以下「民本主義再論」と略記する）を発表する。

如何なる二つの観念が民本主義なる言葉によつて云ひあらはされて居るのかといふに一つは政権の運用によつて達せんとする目的（即ち政治の方針）に関する或る主義であり、他は政治の目的を最も有効に達し得べき政権運用の方法に関する或る主義である。前者は政治の実質的目的に関する主義であり、後者は政治の形式的組織に関する

する主義である。此二つは全く別個の範疇に属するものであつて、両者相伴つて一つの観念を構成すべきものではない。⁽¹⁵⁾

この論説で吉野は、民本主義の「二大綱領」とした政治の目的に關する原則（第一の民本主義）と、政局の最終決定としての方法（第二の民本主義）を二つの異なつた概念であるとして切り離す。そして現今之「国家主義旺盛の時代」においては、個人を尊重する政治方針としての「民本主義」は「相對的の原則」として、その意義を後退させた。そして後者の民本主義、すなわち具体的には普通選挙制の確立こそ「國家的責任の個人的分担」という意味で「絶対的の原則」として強調した。

吉野の「民本主義論」においては、政治の目的としての「一般民衆の利福」という觀念は、理論構成のうえで最も重要視された概念である。しかし、政治の目的と方法との結びつきに關して理論的な整合性の弱さが見受けられた。吉野が「思想的に幾分の混乱あり、發表の方法亦其宜しきを得なかつた」という反省の言葉と共に、「民本主義再論」を發表し、先の「民本主義論」の修正を試みたのはそのためである。⁽¹⁶⁾

ではなぜ政治の目的を意味する第一の民本主義は、絶対的の価値を主張できない「相對的の原則」でなければならぬのか――。

吉野はその理由を次のように説明する。

人民の自由を主張する意味の民本主義は、政治上の原則として決して絶対的の価値を有するものではない。他の之と相対照する主義、例へば「國家の名に於て人民の自由を拘束するの主義」と相並んで、初めて其值打ちを認めらるべき相對的の原則に過ぎない。⁽¹⁷⁾

吉野が主張を変化させた原因は二つある。

一つは、日本国内での「偏狭な国家主義」の隆盛である。寺内正毅を首班とする超然内閣が成立し、政府は議会を軽視していた。知識人も議会政治に対し反感を表明するが多く、議院内閣制が機能していない国内の現状においては、まず「選挙権の拡張」という制度の確立が早急と考へるようになった⁽¹⁸⁾からである。

そしてもう一つは、第一次世界大戦の長期という予測に反した国際政治の現実である。「正義も国際法も武力の前には全然無能力」という状況のなかで、举国一致内閣がフランスやイギリスなどヨーロッパ各国で成立しつつあった。世界全体が国家主義の方向に向かっていると考えた吉野は、これを現下での世界思潮の中心的な思想だと認識するようになつた。

国内での「偏狭な国家主義」の流行、そして世界的な国家主義の台頭を目の当たりにした吉野は、国家主義を簡単に退けるのではなく、個人主義との関係から再びその位置を確定し直す必要性を感じた。そして「ヘーゲルの法律哲学の基礎」（一九〇五年）以来の有機体的国家観を再び取り上げる。すなわち国家は国民と呼ばれる特定の個人の集合体から成り立つ「有機的団体」であり、国家と個人は「団体」と「分子」として違いに調和し補完し合うなかで、ともに成長すべきという立場である。

国家は人民の為に存在する事は一面に於て疑無き所なるも、国家の中に組織せられたる人民は、個人は機械的集合ではない。組織せられたる全体を離れて又個人の生存も考へられない。故に抽象的に個人的自由の保障を憲政の唯一の目的とするのは、明白に誤りである。⁽²⁰⁾

早い話が、国家の力を張る為めに軍備を拡張すれば、國家の分子は租税の重き負担に困しみ、又個人の發達の為めに言論の自由を無限に許せば、他方必ず國家の統一を弱むる結果を来すではないか。故に理論としては、両者の調和、國家個人の双方の円満なる併進的開発といふことは、之を言ふに易いけれども、實際の問題としては、実に両者の調和は相当に六ヶし(21)い。

ただし日露戦争前後の議論においては、「国家精神」という立場に向かった「団体」と「個人」が取扱されていくと、いう意味では、「団体」が「個人」よりやや優先させるきらいが濃厚であつたが、この時期の吉野においては両者が相対化されてしまつてゐる。個人中心主義に軸足を置きながらも、国家主義の肥大化も個人主義の肥大化もともに好ましくない。そこで「調和」という立場で立ち位置を明白に表明した。(22)

この時代になつてから吉野のいう有機體的国家とは、即ち「国家中心主義」と「個人中心主義」という二つの「相対的真理」が併存する国家である。為政者は両主義による政治方針を時と場合に応じて交互に運用し、全体として両者の調和がはかられていることを理想とする。「民本主義」は両主義のうち「個人中心主義」だと位置づけられることによつて、相対的政策とされたのである。しかし逆に言えば、「国家中心主義」も相対的政策に過ぎないということを明らかにしたという点では、個人の自由を主張しただけの「民本主義論」よりは一步踏み込んだ論説に深化してゐるとも評せよう。だから国家主義を組み入れて、個人尊重の立場を相対的原則と限界づけながらも、政治方針としての「民本主義」の日本における重要性の認識は変わつていなかつた。

この調和というのはしかしながら實に難しい。吉野自身も「實際の問題としては、實に両者の調和は相当に六ヶしい」と表明するとおりである。しかしその言葉に続けて「そこで之に處する實際上の主義としては、其國其時の事情に従つて『國家』なり『個人』なり孰れか一方に主たる着眼点を置くを要すべく」として、次のように釘をさす。

唯茲に暫く我国の現状を基礎として、特に我国に適切なる議論を立てるに云ふことになれば、余輩は特に今日の場合個人中心主義の方面の研究とか主張が一層盛んになることを必要と認むるものである。我國民一般は今日余りに国家中心主義に酔ひ過ぎて居り、中にも實際直接間接に國勢運用の衝に當る一般政治家の頭が特に著しく偏狭なる國家主義に感染れて居ると思はるゝからである。⁽²⁴⁾

先の「民本主義論」では「凡ての憲法に通ずる所謂立憲政治一般の根柢を為す所の精神」として「民本主義」を真理論として論戦に躍り出た吉野であるが、「民本主義再論」では闇雲な真理論としての議論をひとまず下げ、根柢には真理論を置きながらも、言述では戦略論として展開したのは吉野の策戦とも言えよう。それは国体に反するとの反動派からの非難から身を守ると同時に、逆に一步前進して当面の国民的課題たる普選－政党内閣を積極的に主張するための策戦であり、現実の政治状況を鑑みた、吉野のしたたか且つ具体的な政策的提言なのであつた。

3 第一次大戦後の展開

3—1 理想主義の勝利

混迷を極めていた第一次世界大戦が大きく転回するのが一九一七（大正七）年のことである。四月にアメリカ合衆国が参戦することで、戦いはデモクラシー対軍国主義という様相を鮮明にした。さらに一一月にはロシア革命が勃発し、革命後成立したソビエト政権は、ドイツ・オーストリアと単独で講和会議に入り、無賠償・無併合・民族独立の三原則を打ち出した。さらに翌一九一八年一月に合衆国大統領威尔ソンは十四か条を発表する。その内容は、公開外交、軍備縮小の根本要件のほか、民族自決や国際連盟の設立など、平和をすすめるための具体的な提言を含んでい

た。こうした転回を吉野は次のように評価している。

之を要するに米国の思想と露西亜の思想と、一方は実際的に、一方は空想的に、各々其趣を異にするとは云へ、究極に於て軍国主義を打破し、永久の平和を将来の世界に確保せんとする根本理想の下に立つものたるは同一である。而して此二大思想は昨春以来交戦列国の全局を支配し、為めに一時盛であつた軍国主義的思想の如きは全く片隅に閉塞する事になつた。⁽²⁵⁾

ロシア革命の主張は確かに「空想的」なきらいがある。しかし「永久の平和を将来の世界に確保」するうえでは重要な提言であり、「実際的政治家の因襲的見解に刺激と警告を与え、斯くして一般思想界を清心ならしむるの効は之を認めなければならない」と意義を認めている。⁽²⁶⁾

そしてウイルソンの十四カ条に関しては、「軍国主義的思想の如きは全く片隅に閉塞する」うえではより実際的であると積極的に評価しているが、ウイルソンの提言とは、理想と現実との間を行き交いながら、現実を理想に近づけようとする吉野にとっては闇夜の曙光に見えたからであろう。連合国とドイツとの間に休戦条約が結ばれたのは一九一八（大正八）年一一月一一日。翌年パリでは講和条約が結ばれた。理想主義を標榜した宣言が戦争を終結させたのである。

この第一次世界大戦の終結は吉野に新しい時代の出現を予感させる。それが「世界的覚醒の時代」の到来である。「十九世紀の国民的覚醒時代」の次に来るのは「二十世紀の世界的覚醒の時代」だと吉野は考えた。それは今度の戦争が「従来気がつかなかつた吾々の生活が、如何に世界的に密接の関係をもつてゐたか」、そして「吾々の生活が広きに渡つて世界の各方面に結ばるゝが、如何に有利なるか」を教えたからである。大正天皇の代替わりの際、吉野は

「国民的覺醒の時代」と表現したが、そのことを一歩前進させたと表現もできよう。

大正天皇即位の際、吉野は「精神的日本の建設」を説き、世界へ開かれた日本人であることの自覚を促したが、今度の「世界的覺醒の時代」の到来は、その自覚が必然であることを確信させるものであり、以後、吉野の知的格闘は、その具体的なあり方への探求となつていく。

そしてそうした吉野の発想を根柢から基礎づけたものがキリスト教信仰であったことも記しておくべきであろう。戦後精神の基調となる思潮は、狭隘な国家主義・軍国主義の立場ではなく国際協調の理想主義の立場である。そしてその国際協調主義の基礎となるべきものこそが「四海同胞」というキリスト教精神である。理想主義が勝利した第一次世界大戦は「四海同胞」が「偏狭な国家主義乃至、侵略主義」に勝利したと言つても過言ではない。

果たして然からば戦後の世界の有らゆる經營は基督教主義に基かねばならぬ又基督教主義によつて發展せしめなければならぬ。⁽²⁸⁾

この信念が吉野の考えを補強していく。

一九一六年の「民本主義論」の主張の際、「個人の価値」の尊重として歴史上に現れていたキリスト教精神は、大戦後には「四海同胞」となつた。さらに今後の政治についても、キリスト教の理想を反映させた構想を主張する。それが國家の理想的なあり方をキリスト教の理想（神の国）と一致させる試みである。その試みは既存の国家というものを大胆に相対化せざるを得ないものとなつてしまふ。

我々の宗教生活は、信仰に於て絶対と一になるものであるから、其の間に外部的強制を容るる余地が無い。我々

は神に絶対に服従する。けれども我々は同時に自ら神となるのである。此の境地に於ける我々の団体生活は、又無強制の生活でなければならない。此の生活に於て我々は矢張り神を崇める。けれども神を我々の支配者として見るのではない。何故ならば、此の絶対的状態に於ては支配服従の関係を認めないからである。併しながら支配服従の関係を認めないとふことは、決して神を蔑すといふことではない、神が我々の生活の中心であるといふことは固より言ふまでもない。……これが實に又我々の国家生活の理想を示すものではあるまいか。⁽²⁹⁾

信仰共同体の理想というものは、対他的に「外部的強制を容るる余地が無い」ものである。具体的にそれは「無強制の生活」であり、これこそが、共同体としての「国家生活の理想」ではないか、吉野は、「神の国」の理念を手がかりとしながらそのように説くのである。

では具体的に天皇制を根幹とする日本の「國家生活の理想」像はどう描けばよいのか。吉野は次のように「帝國の永遠なる理想」を語っている。長くなるが引用してみたい。

少なくとも我が日本帝国に就いて之を考ふるに、我が國に於てもむろん現実の問題としては、飽くまで天皇の主権に依つて社会を統制するといふことは必要だ。最も鞏固なる強制組織を陛下の周囲に打立て、我々は絶対に之に服従するといふことは必要である。けれども帝國の永遠の理想としては、斯ういふ強制組織が無くなつても、即ち命令服従の関係が無くなつても、日本といふ国が立ち行くといふことに置かねばならない。即ち帝國の永遠なる理想に於ては、命令、服従の関係強制組織といふもの、非認でなければならぬ。之を今日に非認するといふのなら、危険此の上もない思想であるけれども、これが無くても済むやうに國民を導くが為め命令、強制が必要だといふ見地は、何處までも取つて行きたい。そこで将来の遠い理想郷に於ては、命令服従の関係が無くなる

とすれば、主権者たる天皇はどうなるかと疑ふ人もあるだらうが、それが即ち耶蘇教の歴史で示されてある通り、命令の君が一転して愛慕の君となることである。万軍の主が一転してアバ父よと呼ばれる、ことに依つて、人類に対する神の関係が猶ほ一層深くなつた如く、命令主権者としての天皇は、本当の意味に於て我々の愛慕の焦点となるならばこれ程國の為に幸福なことはない。我々は我が國の皇室をして、将来命令者主権者として望むの必要なからしめんが為めに、主権者命令者として之を今日に尊崇したい。斯く考ふることに依つて、我々の國家生活と宗教生活の間に立派なる調和が成立ち得ると考へる。即ち我々の宗教生活は、或る意味に於ては我々の国家生活の理想の暗示であらねばならない。⁽³⁰⁾

現今の制度を踏まえるならば、主権者としての「今日に否認するといふ」のなら、それは「危險此の上もない思想」であるとはしつつも、「命令、服従の関係強制組織」としての國家という制度の否定はできるはずだ……それが吉野の主張である。確かにそれは今日明日に実現可能ではないものの「将来の遠い理想郷」としては可能であるはずであり、それが「民本主義」の主張の目指すところと位置づけられるのである。

3—2 人道的無政府主義へ

吉野のこうした発想は、一九二〇年の森戸辰男の筆禍事件によって加速され、吉野は無政府主義を受容する。⁽³¹⁾

この理想状態の実現に照らしてみれば、現在の國家組織は完全に相対化され、解体可能性への筋道が説かれることとなる。そして吉野の主張する無性主義とは、感情的反感から国家を否定する空想的無政府主義、そして理論的整合性から国家を否定する科学的無政府主義とも違う、第三の「人道的無政府主義」の主張となつて表れてくる。「人道的無政府主義」は、共同生活における究極の理想として国家という強制組織のない状態を指定する。そしてこの究極

の理想的共同体においては、構成員各人の内部にある「理想」が最大限に發揮され、道徳が規範となつてゐる。その理想社会でこそ、無政府主義が実現される。この理想状態から照射するならば、現在の国家組織は完全に相対化される。その相対化された視点より、既存の国家権力を、人間の自由を拡充するための組織へと具体的・実践的に改革するものが「人道的無政府主義」であり、吉野のいう無政府主義である。

まとめ

第一次世界大戦が勃発した年に吉野は、「鎖国主義」に固執する国家主義を批判すると同時に、民衆的示威運動の興隆に眼を開き、ひとつの理論的翠点として「民本主義論」を上程した。しかしそこで提示された「民本主義」の概念には理論的整合性のみならず、限界も含まれてゐる。二年の時を経てそれは「民本主義再論」へと洗練されていく。真理論の競争を退け、策戦としてデモクラシーを擁護しつつ、返す刀で国家主義の言説をも相対化してしまう。そして第一次世界大戦の終結とアナキズムとの出会いは、吉野を「人道的無政府主義」へと導くこととなつた。

もはやこの時期の吉野には、素朴なナショナリズムも、排他的特權的な「鎖国主義」的国家主義の姿はどこにもみることができない。いわば国民国家というものが「想像の共同体」にすぎず⁽³²⁾、システム変革を大胆に伴わなくとも、内実を脱構築させることは可能である、との境地に達している。

そこから戦後の新しい時代にはどのような国家生活が必要なのかな——。ひとつの理想として提示されたのが「自動的無政府主義」の主張であろうが、吉野は同時にその内実を内実たらしめる取り組みにも着手する。

新しい国家生活に於て最も大事なものは人間の能力を自由に開拓することである。斯う云ふと人或は反問するだらう。余りに自由を許せば又いろいろ弊害が起るだらうと。成程人間が神の如き完全なものでない限り、自

由なる活躍に伴つていろいろの弊害が起るに相違ない。併しながら人間は靈的活物である。社会も亦靈能を具備する一個の活物である。人類を以て理想を追うて運命を創造する活物と觀る限り、少なくとも人間の本能は貪婪殺伐を好むものと見ざる限り、彼を自由に活かしむれば、時に起る所の行く幾多の弊害を制御して結局大なる理想に向上発展するものである。⁽³³⁾

新しい国家生活において最も必要な具体的な政策とは何か——。吉野によれば即ちそれは「人間の能力を自由に開展させること」にほかならない。吉野はこの政策を総称して「デモクラシー」ないしは「民本主義」と定義する。そしてそれは「純政治的要求」と「社会的要求」の二つの要求としてあらわれる。⁽³⁴⁾

前者は、「国民各自をして国家の運命の最高の決定に参考せしむる」要求であり、具体的には「精神生活の自由と向上」をはかる文化政策であり、後者は、「国家として彼等各自の生活を充実保障する」要求であり、具体的には、「貧富の差をなくし日常生活を安楽」にする社会政策である。そしてこれを為政者への進言ではなく、国民の立場から政府に對して要求する政策であると踏み込んでいく。

この頃より、吉野は「民本主義」という言葉よりも「デモクラシー」という言葉の方を多く使うようになるが、この言葉遣いと実質的的要求を掲げる姿には、実質的な国民主権を主張するという強い意志が伺える。

世界は道義の支配する世界である。我々国民は対外体内両面の生活に於て著しく道義の支配を感じることになる。一躍して黄金時代が来るを見るのも間違だけれども、道義を無視して尚且つ栄える途があると思ふならば、之れ日天に冲して尚前世紀の悪夢に迷ふものに外ならない。油斷はするな、万一に備へよとの警告は依然として必要であるけれども、然しながら我々の国家生活の理想は最早富国強兵一点張りであつてはならない。道義的支

配の疑なき以上、我々は腕力の横行に警戒し過ぎて、無用の方面に精力を浪費するの愚を重ねてはならない。我々は過去に於て富国強兵の為に如何に多くの文化的能力を犠牲したかを反省するの必要がある。従来は之も致し方なかつた。併し之からは遠慮する所なく、我々の能力を全体として自由に活躍さすることが必要である。我々のあらゆる能力の自由なる回転によつて、茲に高尚なる文化を建設することが国家生活の新理想でなければならぬい。⁽³⁵⁾

そして、政府に対して政策を突きつけるだけでなく、理想的な状況をこの世に建設するための取り組みを吉野自身このころより取り組み始める。文化的生活の模範を示すために、経済学者森本康吉、作家の有島武郎らと文化生活研究会を一九二〇年五月に結成する。ここでは生活に関する科学的な研究を行い、生活改善運動をすすめることとなつた。また学問からほど遠い民衆のために、通信教育という方法で生活全般にわたる学問研究の成果を伝える「大学普及運動」も展開されていく。

また第一次世界大戦中に立ち上げた賛育病院（一九一六年一〇月）を軌道に乗せ、簡易法律相談所（一九一八年）や家庭購買組合の設立（一九一九年八月）など、具体的な取り組みに関しても熱心に従事する。

単なる大学人・論壇の人間に收まりきらない吉野らしい姿である。國家に頼らずともできるところからは実践していくなかで「高尚なる文化を建設」を立ち上げていく面目躍如の活躍である。

これらひとつひとつの実践に関しては紙幅の都合で詳論することはできないが、理想とされるものを「将来の遠い理想郷」として觀照するだけでなく、自ら汗をながし、格闘した足跡に関しては、今後の課題としたい。

【註】

(1) 吉野作造「民衆的示威運動を論ず」、『中央公論』一九一四年四月。

(2) (1) に同じ。

(3) 吉野作造「滝田君と私」、『中央公論』一九二五年一二月。

(4) 右に同じ。吉野は後年次のように回想している。「大正三年以後約八九年間の論文は、僅々数篇を除くの外は、概して滝田君の筆記に成るものである。而して滝田君は元来頭が出来て居るので、筆記中私の議論に不満があると無遠慮に之を指摘する。之に依て言い足らぬのが補はれ、不注意の欠陥がどれ丈け訂されたか分からぬ」。

(5) なおこの問題については、「新人」(一九一三年一二月)に掲載された「排日問題と基督教徒」で同じように論じている。
(6) 吉野作造「學術上より見たる日米問題」、『中央公論』一九一四年一月。

(7) 『歐洲動亂史論』(警醒社、一九一五年)、『歐洲戰局の現在及将来』(実業之日本社、一九一六年)、『戰前の歐洲』(万葉書房、一九一七年)の三冊がそれにあたる。それぞれ第一次世界大戦の戦況、戦後の見通し、そして戦争前の政治状況というテーマで諸論説を分類整理して発表した。

(8) 吉野作造「歐洲戰局の現在及将来」実業之日本社、一九一六年。

(9) 吉野作造「御大典に際して国民の精神的覺醒を促す」、「新人」一九一五年一月。

(10) 吉野作造「憲政の本義を説いて其有終の美を済すの途を論ず」、『中央公論』一九一六年一月。

(11) 吉野の日記によると、一九一三年(大正四年)の一月三〇日から二月六日までの間五回にわたって、吉野の談話を滝田が筆記するかたちでまとめあげられたようで、最終日の二月六日の日記には次のように記されている。「夜滝田君来る十一時迄掛つて了る 君曰く約八九十頁になる 中央公論始つて以来の長論文なりとて喜んで帰らる」。『吉野作造選集

第一四卷』岩波書店、一九九六年。

吉野のこの論説は、「中央公論」に登場する半年ほど前に、未完に終わつた論説で同じ趣旨を展開している。大学普会が発行した雑誌『國民論壇』の創刊号(一九一五年六月)から第三号(同年七月)まで三回にわたつて掲載された「歐米に於ける憲政の發達及現状」と題された論説がそれである。第一回は「憲政とは何ぞや」、第二回は「民本主義(上)」、第三回は「民本主義(中)」の副題がつけられている。この論説でも「民本主義論」と同じく、「憲政」の意味、近代憲法の特質や要件を概述してから、「凡ての憲法に通ずる所謂立憲政治一般の根柢を為す所の精神」として「民本主義」の用語を用いている。ここでもデモクラシーの訛語としての民主主義との違いが論じられている。なお『國民論壇』は吉野が主觀の一人と

なつて刊行した雑誌である。

(13) これは法律論と区別された政治の原則を問題とする、そして為政者の国家運営の学問としてではない、近代的な政治学を確立しようとする吉野の一貫した手法である。

(14) (10) に同じ。

(15) 吉野作造「民本主義の意義を説いて再び憲政有終の美を済すの途を論ず」、『中央公論』一九一八年一月。

(16) 一九一六年の「民本主義論」では、「政権運用の方法」に関する主張の前提をなすものとして位置づけられていた「政権運用の目的」についての主張は、二年後の「民本主義再論」に至ると、「方法」の原則と切り離された別個の民本主義の内容とされたばかりでなく、「方法」についての民本主義が「絶対的の原則」とされたのに対し、この「目的」についての主張を意味する民本主義は「政治上の原則として決して絶対的の価値を有するものではない」と「相対的の原則」に引き下げられた。

(17) (15) に同じ。

(18) 吉野作造「議会の現状を悲しむ」、『中央公論』一九一七年八月。

(19) 吉野作造「国家中心主義個人中心主義　二思想の対立・衝突・調和」、『中央公論』一九一六年九月。

(20) (15) に同じ。

(21) (19) に同じ。

(22) 吉野作造『ヘーゲルの法律哲学の基礎』有斐閣書房、一九〇五年。「個人の生活なるものは元と社会国家を離れて存在せず。全然社会的交通より超絶せる個人の自由独立と云うが如きは到底吾人の想像し得ざる所なり」と手厳しい。そしてやや國家に重きを置いた論調は「國家魂」という概念に結実し木下尚江と論争にもなっている。しかしながらつづけて「個人の自由といひ個人の独立といひ之を相対的の意味に解すれば可ならんも、之を絶対的の意義に解すべしとせば果して一面の真理を伝ふるものなるや否やを疑はざるを得ず。果して然らば個人と社会国家との間には俄に主従の別を附するを得べからず。個人の絶対的自由を前提とする多くの説明は動もすれば個人其者の本質を誤り易きのみならず、又其の国家を解明するや余りに機械的に過ぐるの嫌なきにあらず」と記しているところをみると、その萌芽をかいま見ることは可能であろう。

(23) (19) に同じ。

(24) 右に同じ。

(25) 吉野作造、「米露両国より発する平和の曙光」、『新人』一九一八年一月。

- (26) 吉野作造、「露国の前途を樂觀す」、「中央公論」一九一七年一一月。
- (27) 吉野作造、「国家的覺醒から世界的覺醒へ」、「新人」一九一八年九月。
- (28) 吉野作造、「恒久平和の實現と基督教の使命」、「新人」一九一八年一〇月
- (29) 吉野作造、「國家と教会」、「新人」一九一九年九月。
- (30) 右に同じ。
- (31) アナキスト・クロポトキンの無政府主義についての学術論文を東大助教授森戸辰男が『経済学研究』の創刊号に掲載したが、この『経済学研究』が発行禁止となり、森戸自身も休職処分を受けて新聞法違反で起訴された筆禍事件。吉野はこのとき『東京朝日新聞』紙上（一九二〇年一月一九日）に「クロポトキンの思想研究」を連載し、自らもある意味では無政府主義者だと宣言した。吉野はまず、無政府主義は国家という強制組織を否認する思想であって、人類の共同生活全てを否定するものではないとする。そしてこの無政府主義には三つの段階がある。空想的、科学的、そして人道的というのがそれである。空想的無政府主義とは国家に対する感情的反感で国家を破壊する危険性がある。科学的無政府主義とは、クロポトキンらのごとく、学問的理論から国家は人間の本性を損なうとして、国家を否定するものである。科学的無政府主義は空想的無政府主義と違つてその根柢には確たるものがある。そして最後の「人道的無政府主義」とは、人類の共同生活における究極の理想に、国家という強制組織のない状態をおく。究極の理想社会では、各人の内部にある「理想」が最大限に發揮され、道徳が規範となつてゐる。その理想社会でこそ、無政府主義が実現されると吉野はみたのである。同年の『中央公論』でも「アナーキズムに対する新解釈」（二月）、「国家的精神とは何ぞや」（三月）でも同様の趣旨を展開している。
- (32) ベネディクト・アンダーソン（白石さや・白石隆訳）『想像の共同体——ナショナリズムの起源と流行』NTT出版、一九九七年。
- (33) 吉野作造「国家生活の一新」、「中央公論」一九二〇年一月。
- (34) 吉野作造「政治上のデモクラシー」、「新人」一九一九年四月。
- (35) 吉野作造「国家生活の一新」、「中央公論」一九二〇年一月。
- (36) 吉野作造「政治上のデモクラシー」、「新人」一九一九年四月。
- (37) 同じ。

Sakuzo Yoshino's Concept of Nationalism during the Taisho Era

Norio Ujike

In this study, I will consider Sakuzo Yoshino's concept of nationalism during the Taisho era (1914-1920). During the Russo-Japanese War, his nationalism culminated. In 1910, he went abroad for three years to study in Germany, England and the United States. On his return, he began to write articles discussing the problems of implementing a democratic government in Japan, and its reasons for complications such as political corruption and universal suffrage. He published his most famous essays in the noted literary magazine *Chuo-Koron*. Afterwards, he developed his own concept of nationalism and made it relative by actively initiating democracy. Yoshino argued that democracy was compatible with the concept of the emperor's sovereignty. This article will discuss his achievements of making nationalism relative by surveying his well known essays. It can help to clarify some thoughts of nationalism during the Taisho era.